

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第9回） 議事要旨

日 時：平成26年11月28日（金）14時00分～16時00分

場 所：総務省第3特別会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、下井構成員、松村構成員
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官
総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

- 1 開 会
- 2 議 題
 - ・ 第三者機関について
- 3 閉 会

<配付資料>

資料1-1 基本法と行個法の関係について

資料1-2 民間部門における監督体制（大綱における指摘）

資料1-3 行政機関等における監督体制・権限に関する検討

当日配布資料 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律等に係る第三者機関の在り方について（松村構成員提出資料）

参考 個人情報保護制度に関する主な国際的動向

(藤原座長) ただ今から、「第9回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催いたします。ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。なお、大谷構成員はやや遅れて来られるということでございます。

それでは、まず本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局) 配布資料でございますが、資料1-1から資料1-3までが本日の議題に関する資料でございます。資料1-3には別添が3点添付してございます。それから、本日、当日配布資料として、松村構成員から資料をご提出いただいております。また、個人情報保護制度に関する主な国際的動向に係る参考資料をお配りしております。これは、前回の研究会の際に、ヨーロッパ条約第108号やAPECあるいはプライバシーコミッション会議についても念頭に置いて検討すべきではないかのご指摘をいただきましたので、これらについての資料をまとめたものでございます。これらにつきましては、資料1-3の別添1に基本的に要素を記載しておりますので、参考資料の詳細な説明は、時間の関係で省略させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

(藤原座長) それでは、議事に入りたいと思います。本日は、前回ご議論いただきました個人情報保護制度に関する国際的動向も踏まえ、第三者機関の在り方の検討を行いたいと思っております。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(讃岐官房審議官) それでは、説明させていただきます。資料1-1は、検討のいろいろな前提ということもあり、基本法と行政機関個人情報保護法との関係について改めて整理をしてみたものでございます。

基本法は平成15年に制定されたものでございますけれども、①として、官民を通じた基本方針など共通的、基本的な枠組みを定めるとともに、②として、民間部門の個人情報取扱事業者に対する規律を定め、③として、行政機関についての規律は、昭和63年から存在いたしました(旧)行政機関個人情報保護法について、電子計算機処理以外の個人情報も対象とする法制の改正を行ったものでございます。基本的な枠組みといたしましては、基本法は民間+全体のもの、行個法は行政機関、獨個法は独立行政法人となっているものでございます。

それぞれ別々の法律になっている理由であります。当時のいろいろな国会審議やその前提となった議論の中から見ますと、行政機関については、行政機関の保有する個人情報、権力性や義務性が多いという特性を踏まえて厳しく管理する。そのような法制を維持するとともに、一方で、情報公開法と表裏一体という意味もありまして、基本法とは法律の趣旨や構成が異なり、両者の体系は別だと考えられ、別法とされてきた。行政機関の特質を踏まえて、総務省で昭和63年に(旧)行政機関個人情報保護法ができた流れをずっと汲んでおり、平成15年に基本法が導入された際もその考え方がずっと踏襲されてきているものでございます。

資料1-2が、民間部門における監督体制をどのように見直すのか、大綱における指摘の関係部分を抜粋してございます。

まず、現行の基本法における監督の権限が書いてございます。一つ目の○、「第三者機関の権限」といたしまして「番号法に規定されている業務」。第三者機関は特定個人情報保護委員会の改組をする前提でございまして、それに加えて、「パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行う」とされて、具体的には、現行、主務大臣がそれぞれ事業分野別にガイドライン等を定めて監督をしているわけですが、それに対する権限・機能に加えて、指導、立入検査、公表等を新たに設けるとともに、団体に対する権限・機能を有する。

これらを第三者機関に集約していくとともに、二つ目の○で、ただし、第三者機関と各府省大臣との関係を整理するとされています。第三者機関と各府省大臣の重畳的な執行を回避し、緊密な連携の下に、各府省において蓄積されてきた高度に専門的な知見の活用等が期待されることを前提に、各府省大臣との執行体制の連携を意識しつつ、各府省大臣等からの執行の協力が得られるような考え方で整理すると書いてございまして、具体的には、今まさに基本法の法制的な整理をしてございます。今、この大綱を前提に進んでいるとご理解いただければと思います。

次に、資料1-3、行政機関等における監督体制・権限に関する検討について、どのように考えていけばよいかでございまして。

まず、何を対象にどのような範囲で検討を行うのかについて、大綱の指摘を抜粋しますと、行政機関の個人情報の特質を踏まえて、一つは、利活用可能となり得るデータの範囲、類型等々の調査・検討。これが個人特定性低減データの取扱いについての検討であり、「中間的な整理」で整理していただいたものです。もう一つは、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関する調査・検討。これについても「中間的な整理」で整理をしていただきました。それを踏まえて、総務大臣の権限・機能と第三者機関の関係について検討するとされてございます。

新たに導入することを「中間的な整理」で整理していただきました個人特定性低減データについて、これは新しい仕組みでございまして、それをどのように監督していくのかを検討する必要があります。

「中間的な整理」においては、様々な規律を行うと整理し、「提供の手法等も含め、行政責任を負う行政機関の長が判断せざるを得ず」とされております。その行政機関の長が判断するに当たって、一つとして、技術的な観点等から何らかの専門家の意見を聴くプロセスを検討する必要性について、この研究会でご指摘がありました。また、もう一つとして、公益性の判断を行うための手続的担保として、各行政機関の長が提供の際に判断を行うとしても、各行政機関の長限りせず、総務大臣の関与あるいは第三者機関の関与などが必要ではないかというご指摘もいただいた。これらが「中間的な整理」にも書かれているところでございます。

それらを前提にどのように検討していくのか。大綱においては、行政機関等について、

新しく導入する個人特定性低減データ以外の、現行の、各行政機関の長が規律をし、総務大臣が全体を見るという保有個人情報の執行・監督体制や権限について直接的に見直し・検討が明記されているわけではないと思います。

また、現行の行政機関等における個人情報保護についての監督あるいは権限については、必ずしも何らかの問題が生じていることが把握されているわけではない。明確な支障があって、それを変えなくてはならないという立法事実が把握されているわけではないと認識しております。民間においては、ベネッセの事案の時に、所管は誰であったのか、事業所管大臣ごとに三十いくつにもわたってガイドラインがバラバラになっている等々の問題。さらには、EUとの関係、国際的整合性の問題もあるわけですが、行政機関については、具体的な支障が把握されていないのではないかと。

その上で、行政機関における監督体制についての検討対象をどう整理するかでありますけれども、民間部門は、個人特定性低減データ等々、ほぼ全般について一律に見直しを行う。第三者機関の監督に服することを前提に検討が進められていると思います。行政機関においては、個人特定性低減データに係る新しい仕組みについての監督体制は検討しなくてはなりません、これだけを検討対象とするのか、あるいは民間部門同様、全体も含めて検討対象とするのかは整理が必要かと思えます。後ほど、A1からD案までございますけれども、その中のA1、A2案、あるいはB1、B2案のうち各2案の方が、個人特定性低減データだけに係る監督を考えるとどうなるか。1案が、全体についてどう考えるかという案にしておりますので、この点も含めてご議論いただければと思います。

次に、行政機関等における執行・監督体制に関する検討の視点でございます。これまで議論して、あるいは国際的な整合性の観点でご説明していただいた中でも議論があったと思えますけれども、大綱の策定時においては、民間部門においては国際的な整合性の観点が強く意識されていますが、行政機関の執行・監督体制の検討に当たってどう考えたらよいかでございます。

これについて、別添1は、これまでご説明した、あるいは本日提供した資料を類型化して、表形式で並べてみたものでございます。左側の三つ目の欄が、独立性について、これらの文書や合意がどのように記述しているか。四つ目の欄は、監督体制の一元化。その関連で、5番目の欄は、官民一体の監督体制を一つのものとしなければいけないかどうかについてどうなっているのかを整理しております。

二つ目の欄が、拘束力等々でありますけれども、OECDガイドラインは、事実上の国際標準となっているけれども、これ自体が拘束力あるものではない。さらに、独立性については言葉がありませんし、一元化については複数が許容されてございます。

EUデータ保護指令。は、各国に国内法の整備を求めるレベルのものでございます。域外国へのデータの越境移転に当たって相手国に対して何を求めるのかであります。域外国は十分性を認定していれば自動的にデータの移転が受けられるし、そうでなければ個々に標準契約に適合させていかなければいけない。独立性については、独立した権限機関と

という言葉があるわけですがけれども、域内国においては広く独立した権限機関が執行することがおおむねの合意になっていると書かれている。実際に要件として明確に明示されているものではない。作業文書においては、監督機関は複数形で記述されているところです。

EUデータ保護規則案は審議中で、まだ発効まで至っていませんけれども、これについて、充分性の関連では、独立監督機関（independent authorities）と書かれている。ただし、これも authorities で複数形になってございます。

欧州条約第108号ですけれども、これは条約ですので、批准すれば国内法で整備をしなくてはならない。この中では、「完全なる独立性をもって」と書かれておりますけれども、機関については複数も許容されているものと思われまます。APECの枠組みにおいては、独立性、一元性ともに明確に求められていない。このような前提を、これまでの説明等を基に整理させていただきました。

そこで、本文に戻っていただきまして、2ページ目、国際的整合性の判断について、監督機関が単数か複数か、あるいは官民共通でなければいけないかは、どこも明確にそう縛っているわけではない。独立性は、特にEUの、いずれ規則案が今のまま制定されれば、独立性が明確に充分性の一つの要素になり得ますので、独立性の視点に十分注目すべきと考えられますけれども、いずれにいたしましても、わが国に対して、何らかの具体的な指摘等が求められているものではないということでございます。

民間部門におきましては、EUの枠組みを中心に議論を進められておりますけれども、行政機関においてどう考えたらよいのか。APECの枠組みの中で、域外国の対応も様々。アメリカはこのようなEUとは全く別のルールになっておりますし、そのような中でEUの枠組みをどこまで重視するのか。わが国の事業者は、標準契約条項にのっとってればデータ移転を行える、充分性の認定を必ずしも受けていなくてもこのようなやり方があり、経済団体のヒアリングでも議論があったことも含めて、どう考えられるのかでございます。

三つ目の○、行政機関等が保有する個人情報の特性として、義務性・権力性が強く、個人にとっては任意性がない。あるいは、資産状況、犯歴等々、秘匿性が高い情報が多い。また、行政事務、法令に基づく所掌事務遂行のために収集、保有されているものであって、民間企業と異なり、これを商業的目的で何らか活用していこうという動機があるものではない。こういった特性を踏まえて検討していく必要がある。民間部門との大きな違い、本質的な違いとがここにあることを踏まえて議論していく必要があるのではないかとということでもあります。

次は監督権限について話が移りますので、監督体制について、いくつか論理的に整理し得るものを、座長とも相談して、別添2として、案にまとめるとともに、それぞれについてのメリット、デメリットが簡潔に比較できるようにしたものを整理いたしました。これを簡単に説明させていただきたいと思っております。

A案は、第三者機関として3条機関、これは個人情報保護委員会を念頭に置いておりますけれども、こちらに一元化する。B案は、第三者機関の総務大臣への関与を認めるもの。

C案は、行政機関の個人情報保護に関する専門的な合議制機関を新設する。あるいは、新設が難しいのであれば、既存機関の改組を念頭に置く。実際には、情報公開・個人情報保護審査会が8条機関としてあるので、これの機能拡充を念頭に置きたいと思います。しかしながら、まだそういったことを関係者等々に話をするところまで至っていないものですから、これは頭の整理として、審査会を念頭に専門機関と書かせていただいております。D案は現状どおりで、いずれも左に民間、右に行政機関と書いてあります。

A1案は、第三者機関に監督体制を一元化するもので、左側にあるとおり、民間については認定団体を通じて第三者機関が監督し、主務大臣の権限を基本的には一元化していく。行政機関についても、第三者機関に一元化していく案。A2案は、そのような案について、個人特定性低減データについてだけ第三者機関に一元化し、保有個人情報については総務大臣の今の権限をそのままと整理したもの。

B案は、同じく第三者機関が総務大臣に対して、欄の上の方に小さい字の※で書いてありますとおり、例えば、法施行状況についての総務大臣への報告聴取、総務大臣が策定する指針等に対して意見を述べる、あるいは法の運用が不十分な際にその強化を求める勧告などを行うといった関与を行う。しかし、括弧にありますとおり、行政機関に対する各種権限は総務大臣が直接行使をするという前提で、第三者機関が関与をする案でございます。B1案とB2案は、個人特定性低減データだけとするか、全体とするかの違いです。

C案は、専門機関、審査会が、C1案については、左側の第三者機関に代わって総務大臣に対して様々な関与を行っていくもの。C2案は、これを個人特定性低減データと一般データに分けて考えるもの。D案は現状であります。

これについて、先ほどの国際的な整合性の観点と、実効性や関連諸制度との関連等々を併せて見て整理をしております。上の二つは国際的な観点で、特にEU規則案で今書かれている独立性の観点で言うと、一番左側のA1案であれば、これは○となり得るだろうけれども、EUの十分性を満たす独立性とは何なのかは、例えば欧州司法裁判所で、域内国に対し、人事や予算等の独立性まで強く求められている。今の日本の3条機関がこういったところまで果たせるのかという留保条件付きですが、今考えられる案の中では○であると思います。A2案は、個人特定性低減データの部分には○が付くのではないかと思います。

B案について言うのなら、これも総務大臣に対して第三者機関が一定の関与を行うことにより、官民を通じた独立性を担保することにはなり得るだろうということで、この部分は○が付く。B2案は、個人特定性低減データの部分だけ○が付くという整理でございます。

C案は下の欄に書いてございますが、専門機関が、いわゆる3条機関である場合はもとより、通常、諮問機関と言われる合議制の8条機関であっても、当該機関は、大臣の直接の指揮監督に服す機関ではなく、職権行使の独立性が認められるものであろう。さらに、権限をどうするのか。直接的な発議、勧告や、意見を言う、発議をすることができるよう

な8条機関の前例はあります。もちろん、その場合は、今の審査会を活用するのであれば、権限・機能を拡充しなくてはなりません、位置づけとしては独立性が認められ得るであろう。

D案につきましては、総務大臣が行っていることではありますが、ただし、総務大臣は、直接の個人情報保有機関である各行政機関とはあくまでも離れた立場で法運用の適合性を見ている意味では独立性はあるけれども、それはどの程度独立性に適用かという意味で△、あるいは（○）としているものでございます。

二つ目の欄は、上記の独立性以外、主に官民共通のものである必要があるかどうかに関して、共通にしなければいけないことが明示的に求められているものではありませんので、そういう意味では、どれも変わりはない、○であろうと整理をしております。

三つ目の欄は、各行政機関に関し、これまで蓄積された高度に専門的な知見の活用。これは大綱の中で、民間部門の監督の中でも留意点として、これまでの監督主体に蓄えられた専門的な知見の活用が重要と述べられていて、このような考え方で行政機関を見るとどうなのかという視点を入れているものでございます。

A1案、新たに改組する第三者機関であるのならば、全く新しく扱うことのでございますので△。番号法に基づく特定個人情報についてはここで扱っていることではございますが、仮に個人情報全般あるいは個人特定性低減データを扱うとしても、これは新しく立ち上げなければいけないという意味で△。ところで、A2案につきましては、総務大臣の従前の権限を活用するということではございますので、その知見が活用されるだろうと考えられます。

C案について、注記が書かれているのは、その専門機関において、論理的に言えば、新しく立ち上げるならばということです。また、括弧でありますとおり、既存機関の改組、審査会の改組であれば、これまでの蓄積の活用が期待されるだろうと考えられ、C2案であれば、まさに活用が十分に図れると考えられます。

四つ目の欄が、行政機関等が持つ個人情報の特性を踏まえて監督を行う意味で、義務性・権力性・秘匿性の高い個人情報の取扱いについての監督を行う観点からはどうかということ。

A案について△としておりますのは、3条機関の特質、本質といたしまして、専門性、技術性、中立的な判断を本旨とするわけではありますが、その裏返しとして、内閣の責任が不明確、あるいは国務大臣としての国会との関係も、議院出席もなくなる、希薄になるのではないかと。このように権力性・義務性の高い個人情報の監督をする、その際、様々な国民的な問題となり得ることについて、特に国会等との関係での責任の取り方で、どうしても△となるだろう。一方で、B案から右側につきましては、総務大臣が権限を持っている前提でありますので、内閣の一員としての責任がここで確保されるだろうということでもあります。

続いて2ページ目です。ただ、すべてが権力性・義務性・秘匿性の高い情報ではなく、

まさに個人特定性低減データでも議論しましたとおり、官民で差のないデータも多々ある。A 1 案であれば、官民一元的にそういったデータが取り扱える。A 2 案であれば、個人特定性低減データについてはそういう扱いができるだろう。他方、B 2 案以降は、監督機関が別々になる意味で△となっております。

官民で差のないデータについてですと、「中間的な整理」における分類③④が考えられ、医療情報など限定された分野が想定されます。これは当然、監督機関間で十分な連携は取らなければいけない前提だと思えますし、ここで十分な連携を取ることで対応が可能だろうと考えられるところであります。

2 ページの二つ目、国民の新たなニーズに対する内閣としての政策的な対応、新たな法整備への対応。今、こういう議論をしている背景としては、ビッグデータの活用や、オープンデータの流れがあります。3 条機関たる第三者機関は、あくまで専門性・技術性の判断には適切であろうと思えますけれども、利活用の推進を図るといった政策判断には、閣僚の判断が必要で、直接的には関与し得ない性格のものであろう。特に行政分野は、なかなか各省とも提供したがないものを、いかに適切に活用を図っていくのかも併せて考えていかなければいけないところもあることを考えると、こちらの欄は、B 1 案以降は総務大臣が見ていくことで、○が付いてございます。

次の三つ目の欄、行政機関の個人情報保護全体についての内閣の責任の明確化。これも、3 条機関を活用する A 1 案では、3 条機関は、まさに技術性、専門性、中立的な判断の裏返しとして、内閣の指揮監督権が直接的に及ばないようになっている意味で、内閣としての責任の明確化は、この問題の本質として×だということでもあります。

A 2 案は、第三者機関を活用する個人特定性低減データの部分については×ですし、それ以外のところは○ということで、全体として△。B 案は、第三者機関の関与はあるものの、総務大臣が権限を行使し、総務大臣が判断をしますので、内閣の一員としての責任が取れますし、C 案は、専門機関の関与を受けて、これは 8 条機関でございますので、最終的には総務大臣が責任を取るという意味で、内閣の一員としての責任が取れる。D 案は、今のとおりですので、○ということでもあります。

今後の体制確保の必要性ですが、A 案は、第三者機関、3 条機関を活用するものであり、特に行政機関は、認定団体を活用する仕組みがない。むしろ民間部門においては、多様な組織を監督しなくてはならないので、認定団体を活用することでうまくやっという仕組みだと思えますが、行政機関については直接規律をしなければいけないし、また、今、総務大臣が持っている様々な、案内所の運営等々までのノウハウ、体制をこれから構築していくことは可能かどうかという意味で△。B 案から右側の、総務大臣の権限を活用するというのであれば、○ということですが。ただし、C 案で、この専門機関、仮に審査会を念頭に置きましても、今、審査会は開示請求と利用停止請求、訂正請求についての訴えを判断していますので、新しい機能・権限、それを踏まえた体制面の整備も確かに必要であります。これまでのノウハウの延長線上でありますけれども、こういったものが

必要ですので、△が括弧書きで付いてございます。

3 ページ目、情報公開法との一体的運用。先ほどの、行政機関個人情報保護法がなぜ基本法とは別の法体系になっているかの説明の中で、情報公開法との一体的運用も一つの理由と整理されると書いてございます。まさにそれとの関係で言うと、3 条機関たる第三者機関にすると所管が別々になって×である。総務大臣が権限を行使するのであれば、そこは○になり、現状、表裏の関係でやっていることがありますので、B 1 案以降の案であればそれが引き続き持続できるということでもあります。

二つ目の欄、国民からの分かりやすさ。A 1 案の第三者機関が官民双方を取り扱い、しっかりと第三者機関が見ていることが目に見えて分かるという意味で、ここは○となろう。総務大臣の権限を残しつつ、B 1 案でも全体として第三者機関が関与しているので、分かりやすさという意味では○になると思います。A 2 案やB 2 案以降のように、別々の機関に分かれると分かりにくさが出てくるので△になるだろうということでもあります。ただし、前提として、連携がしっかり図れるかどうかだと思いますし、当然のことながら図っていくことは必要だと考えていますので、解決は可能ではなかろうかとも考えられると思います。

最後に、その他でございます。この左側の欄に書いてありますのは、番号法に関しては、番号を利用したり、それを使って情報連携をしたりするのは、民間部門だけではなく、行政機関も行うこととされています。その際のプライバシー保護の規律を特定個人情報保護委員会は民間と行政機関を問わず行っていて、そのための立入調査等々の権限が、行政機関に対しても付与されてございます。一方で、そうであっても、括弧書きで書いてございますとおり、今の総務省の機能・権限、例えば各府省大臣に対する意見陳述とか、必要な場合の資料の提出要求は、番号に関する部分についても総務大臣に残っている。番号についてすべてが一元化されているわけでは必ずしもないことを留意点として書かせていただいています。

二つ目は、後の権限の話でありますけれども、今、民間部門では立入調査権限を第三者機関に与えようという前提の議論だと思いますが、行政機関についてどうするか。大綱では、こういった具体的なことについては何も触れておりませんが、民間と同様と考えたときにどうなのかという議論があり得ると思います。また、今申し上げたように、番号について言うのならば、行政機関に対する立入調査権限も第三者機関に認められていますけれども、番号についてのプライバシー保護という特定の分野の特別な事情を勘案してのことであろうと思います。行政機関が保有する個人情報は様々なものがあって、それこそ犯罪捜査等に関わるもの、あるいは機密性の高いもの等々、こういったもの全般について、行政機関の長がだからこそしっかりと規律をしている前提の上に立って、さらに立入調査を他の機関に与えるのかどうかは、番号とは経緯が異なるのではないかと。番号がこうなっているからといって、行政機関が保有する個人情報の利活用・保護についても同じということにはならないだろうということを書かせていただきました。

C案は、今の審査会を改組する場合には、他の機能との関係、情報公開審査もやっていることの関係も考える必要があるだろう。D案は、総務大臣は個人情報保護のみならず、行政の一般的な通則、情報公開、さらには行政不服審査等々の法令も含めて、全体を併せて実効ある執行を把握している。また、立法事実はないということは、先ほどの紙に書かせていただいたとおりでございます。

長くなりましたけれども、かなり複雑なところもございますので、時間をかけて説明させていただきました。

最後に、改めて本文に戻って、3ページの監督権限についての検討でございます。権限についてどう考えるのか。これは大綱でも具体的に何か触れられているわけではございません。今の総務大臣の権限は、行政機関個人情報保護法に基づく権限として、法令の運用を施行状況調査により、毎年度、定期的に公表しております。運用状況を見て、必要があれば、問題点があれば改善を図る前提で行っている。それから、個々に問題が起こったときには、各行政機関に対して資料提出・説明要求、さらに意見陳述することができる。

さらに、総務省設置法に基づく権限として勧告権が規定されております。総務省設置法の規定は5ページに参考として付けております。設置法にこのような作用法的なものを書くのはなかなか例外的ではあるのですが、旧総務庁時代、あるいはもっと前、行政管理庁時代からずっと引き継いでいる権限でございます。第6条第1項、総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して勧告をすることができる。6ページを見ていただきますと、第4条第11号から第18号まで抜粋しています。

これは、淵源を言うと、元々、旧行政管理庁が総務庁を経て総務省に引き継いでいる権限であります。行政機関個人情報保護法はこの中の第11号「行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること」という、全体の行政機関の運営の調整の中で読んでいます。したがって、総務省設置法には、行政機関個人情報保護法の施行に関することという文言はございません。すべてここで読み切っております。

このような勧告権は、行政評価、政策評価では比較的頻繁に発動されております。それ以外の、行政管理局の権能でも、数年前に年金記録問題が大きな問題になった時に、厚労大臣に対して勧告をした実績がございます。

3ページの残りのパーツですけれども、今回の基本法の改正によって、民間部門においてはどうなるのか。第三者機関に集約する権限として、官民を通じた基本方針の策定。これは今、内閣総理大臣が基本方針を策定することになっておりますが、これが第三者機関で行う前提だと思えます。その他、関係行政機関の長による施行状況報告の取りまとめ等。これは今、各事業所管大臣が法施行のために行っていることを第三者機関に集約する。

そのようなことですが、新しい権限として大きな話としては、事業者に対する立入検査権限がある。これは、現行では事業所管大臣も保有していないものですが、監督の実効性を確保するために、この権限を付与する。それと併せて、報告聴取も検討さ

れていると理解しております。

以上を踏まえると、行政機関等の保有個人情報に対する権限と民間の事業者に対する権限は、基本的には規律を担保する意味では対応していると考えられますけれども、行政機関の特性等、行政機関の保有する個人情報の特性を踏まえて、今の資料提出・説明要求に加えて、立入検査まで整備する必要があるのか。(注1)には、先ほど説明した番号法との関係を改めて書いてございます。意見陳述に加えて、勧告とありますが、勧告権は今、総務省設置法の中ではしっかりと書かれてございますし、命令になると、行政機関同士での命令、これは結局、勧告を通じて、最後に内閣としての連帯責任を確保する意味で、閣内不一致にならないようにしっかりとやっていくことに尽きると思いますので、勧告権に包含されるのだろうと論理的には考えられますが、いずれにしてもこういったことを整理する必要があるかどうか。

さらに、各行政機関に対する専門的な知見や、行政機関が保有する義務性・権力性・秘匿性の高い個人情報という特性を踏まえて、行政機関への関与等の権限を総務大臣が維持する必要があると考えられる点についてどう考えるのかを踏まえて検討する必要があるだろうということでございます。

以上、少し長くなりましたけれども、説明を終わりたいと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、議論に入る前に、松村構成員から、本日、提出資料がございまして、ご説明をお願いしたいと思います。

(松村構成員) まず、最初にお断りをしなければなりません。事務局が作成していたかなり詳細な資料について十分説明を聞いた上で、それからまた、各構成員の方々のご意見を拝聴しながら私の意見を述べるのが筋かと思ったのですが、個人的な事情で、本日の会議に出席が危ぶまれましたので、あえてかなりざっくりしたものですけれども、私の意見を提出させていただきました。そういうものとしてご理解いただければと思います。簡単にご説明をいたします。

1のところに書いてございますのは、今回、個人特定性低減データを、行政機関が持っている個人情報についてどう取り組んでいくか議論を重ねてきたわけですが、基本法における仕組みとは異なった内容という形でおおむね了承されているのではないかと。端的に表しますと、公益のための利用を中心としたスモールスタートという言葉になるかと思えます。その前提としては、行政機関の保有する個人情報の特殊性が共通認識とされたのではないかと考えております。行個法における第三者機関の在り方については、これらのことを踏まえる必要があろうかと考えております。

2でございますけれども、行個法、1988年法について、私は制定に関与したわけですが、基本的な考え方は、審議会等、第三者機関的な関与は考えないで、法令の解釈によって適正な施行を行う仕組みとして作られておりますので、ご承知のような各省分担管理制度の下では、政府側における解釈運用の総合調整が、ある意味では重要になります。これまで十分であったかどうか議論はありますが、そういう点については総務省が

かなりの役割を担ってきたことをごさいます。これは行政機関等個人情報保護法もそうですし、情報公開法もそうですけれども、大臣あるいは局長等の通知、各種申し合わせという形で、法令の解釈による部分だけでなく、例えば保護措置についてどういう措置にするか等の部分も含めて、政策部分も含めて、総務省がその役割を担ってきたのではないかと思います。そういう意味で、第三者機関、3条機関の議論がなされておりますけれども、そういう役割を全面的に担うことは少し困難ではないかなと考えております。

3のところ、それに関連して書いてございますけれども、今回、個人特定性低減データの提供についての義務化をとあえて私、申し上げたわけですが、それは難しいのではないかというご意見がありました。そこは私自身も納得しておるわけですが、ただ、こういう制度を作った場合、やはり何らかの形で機能するような制度の導入を期待したいわけで、そうしますと、従来以上に利用・提供と保護措置の調和が大変重要になりますし、インセンティブを与えるような政策の立案・推進が非常に重要になるかと思っております。

4については、少し観点は違うのですが、第三者機関にどういう役割を担っていただくかについては、やはり当面の体制整備は懸念を示されることがいろいろございます。また、3に関係するような、公益のための個人特定性低減データの議論をしたときには、それぞれの行政機関が担っている業務に関わる公益性の判断について、3条機関、第三者的な特別な機関がどれだけ関与できるのかという点については若干疑問がなしとしないことかと思っております。

5について、先ほどご説明ありましたように、基本法における個人特定性低減データについても、第三者機関と、それから主務大臣との関係について、調整を図るといいますか、考慮することで、具体化が検討されているのではないかと思います。

それから、6点目も少し観点が違っておりますけれども、EUが各国に、域外国も含めて充分性を要求していることの中で、第三者機関の在り方が問題になってくるわけですが、公的部門における第三者機関の在り方について、どのような影響を与えるのかという点が必ずしも十分見えていないのではないかと。各国の個人情報保護制度、第三者機関の在り方について、こうあるべきだということをEUが要請するのは、結局、そういうヨーロッパ域内の国民に関する個人情報が越境的なデータ流通、あるいは各国が持つことの中で、自国民のデータが保護されてくれないのは困るというのが前提にあるわけです。ところが、一方、公的機関の個人情報については、0とは言いませんけれども、公的部門が外国人の個人データも持つことはそんなには多くないし、ましてやそれが越境データ流通を考慮する状態かといったら、それも程度問題ですが、そんなに高いものではないだろうと考えた場合には、公的部門についての監督の独立性その他のことについて、EUの要請はどの程度のものなのか。民の場合と違って、ある意味では許される可能性があるのではないかと考えてみました。

そのようなことを前提に、7でございますけれども、個人特定性低減データを導入した場合の、公的部門における第三者機関の在り方、監督機関の在り方は、現行どおりという

ことも十分考えられるのかなというのが私の考えでございます。ただ、1から6に述べたような事情があるにしても、やはり国際的な要請があるのではないかとということにどのように対処するかという観点に立てば、B案を中心に検討してはどうか。A案はいかがかなというのが私の考えでございます。

ただ、B案については、Bの1、2案が書いてございますけれども、私の考え方では、通常の一般的な個人識別情報と個人特定性低減データ共に総務大臣の関与権限を認めた上で、基本法の第三者機関との連携、その連携の内容がどういうものかは問題になろうかと思っておりますけれども、その仕組みを検討することでどうであろうかというのが私の考え方でございます。言うなれば、B3案になろうかと思っております。C案も示されていますけれども、資料を読んだだけでは、あるいは今の事務局の説明を聞いただけでも、まだ専門機関がどういう役割を担うのか、その位置づけ、総務大臣と専門機関、それから第三者機関の関係はよく分からないので、その辺を具体的に検討しないとその是非は分からないだろうというのが私の考え方でございます。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。今日から第三者機関の議論をするわけですが、わが国の第三者機関には何が求められるかという議論だと思っております。それで、ご議論の前に、松村構成員のお話も伺ったので、こんな観点もあるのかなということだけ申し上げます。

基本法の傘の下にいろいろな法律が入っているので、基本法の中にどういうふうに第三者機関が位置づけられるのかというのが、やはり出発点かなとは思っております。これは大綱のお話でもあります。

それから、保護と利用のバランスと言われるのですが、要するに、これも難しい話で、保護の砦として、そちらに軸足を置くのか、バランスの調整機関として、そちらに軸足を置くのか、どの辺りでこの二つのバランスをとるのかという問題かと思っております。

また、公法、憲法や行政法の分野で、最近、機能的な機関構造とよく言われるのですが、これは後に宍戸構成員にご説明いただくといいと思いますが、機能的な機関構造から見ると何がいいのかという視点もあろうかと思っております。

それから、世界最先端IT国家創造宣言の閣議決定によると、紛争処理機能も入っていたと記憶しています。これはC案との関係です。

最後に、国際的整合性です。端的に言えば、EUとの距離感をどのぐらい取っておくのか。

このような、連立多次元方程式の解を求めることになろうかと思っております。今の松村構成員のご説明を受けての感想です。それでは、事務局からのご説明、それから松村構成員のご説明等を前提としまして、どなたからでもご自由に口火を切っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(佐藤構成員) 論点の追加という形でよろしいでしょうか。

(藤原座長) 佐藤構成員、どうぞ。

(佐藤構成員) 座長のおっしゃっていただいた論点ではほぼ整理されていると思うのですが、もう一つ、事務局案の中に一つありましたのは、個人特定性低減データの取扱いのところでございます。そこに関しては、事務局で出していただいた組織構成図、A案からD案に並んでいるところで、A1とA2案、B1とB2案、C1とC2案がその対象になるかと思えます。

パーソナルデータに関する検討会及び技術ワーキングで低減データを扱わせていただいた立場から申し上げますと、低減データを例えば第三者提供するときに、そこに入っているものは低減データだけとは限らない。例えば購買履歴情報を送るときに、氏名や住所に関わる部分を個人特定性低減データとして渡して、購買に関するところで個人の特定につながるようなものに関してはそのまま渡すことを想定するようなデータが実際に行われることになるかと思えます。

そういう観点から言いますと、仮に個人特定性低減データとそれ以外の部分を分けてしまえば、一つのデータなのに扱う組織が分かれる可能性が出てくるので、非常に煩雑になるのではないかと。もちろん、分けるというのは、現行法で問題がないので、さらに個人特定性低減データが入ってきて、現行法の制度をいかすという点では非常に良い考え方だと思うのですが、実際のデータのやりとりを考えますと、一つのデータなのに二つに組織が分かれる場合、さらに混乱を招くのではないかと思えます。A案、B案、C案、D案に関しては、この後、皆さんからご議論がある時に私も意見を言いたいと思うのですが、それぞれの2が付いている案に関してはなかなか難しいのではないかとというのが率直な感想です。

(藤原座長) 二つの個人情報あるいは二つのカテゴリーを分けるのはいかにもバランスが悪いので、A2案、B2案、C2案は必要ないのではないかとというのが佐藤構成員のご意見ということですね。

(佐藤構成員) はい。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、大谷構成員、お願いいたします。

(大谷構成員) 今の佐藤構成員のご意見に関連するのですが、私も全く同感でして、A2案、B2案、C2案と低減データの部分を理論的には取り出すことができて、実体ベースで取り出すことは不可能なので、それを区別して議論するのはどうしても机上の空論になりがちなので、これは難しいというか、非常に理念的なものに終始してしまうだろうと考えております。

ただし、A1案、B1案、C1案になりますと、我々の研究会のミッションから大きく踏み越えたところの議論を委ねられている気もいたします。そもそも第三者機関の建て付けや、行個法等における建て付けの変更案は、ここでの議論対象にそもそも入っていたのかを確認したい気持ちが出てきたところです。しかし、結論として、私の考えを申し上げますと、低減データとそれ以外のデータは、理論的には区別がつくとしても、実体面では区別がつかないので、どうしてもA2案、B2案は、論理的な実験、思考実験として考え

ることはできるけれども、それ以上に発展することがないので、やはり検討の結果として、A1案、B1案、C1案について判断せざるを得なくなるのかなと思います。

そういう意味では、元々我々のミッションであったかどうかは定かではないけれども、どうしてもその点について検討せざるを得ない状況に追い込まれているという認識で考えざるを得ないのかなと思っていますが、この点はいかがでしょうか。もう既に整理のついた話であれば良いと思いますが。

(藤原座長) いえ、これは事務局からもお答えいただきますけれども、前半の部分は、大谷構成員のご指摘のとおりで、理論的に考えて、2案というのを一応、提示する必要があるということです。しかしながら、実体的には、佐藤構成員のご指摘のあったとおり、無理であろうと思われる。しかしながら、当初、第三者機関のことを検討するとした時に、どうしても外部へ提供したりする議論、あるいは逆にもらう議論もしておりましたので、全体のことに触れざるを得ないのではないかという整理です。

(讃岐官房審議官) 1案と2案は論理的にしっかりと整理をしなければいけないので、それを踏まえてご議論いただければと考えてございます。

当研究会の研究対象については、今日の資料1-3の冒頭の最初の○、大綱の指摘です。行政機関等が保有するパーソナルデータについては、三つ検討課題があり、一つが「利活用可能となり得るデータの範囲」、二つ目が「保護対象の明確化及び取扱い」、三つ目が、「総務大臣の権限・機能と第三者機関の関係について」と、あくまでも関係についてです。関与なのか、あるいは第三者機関がその権限を持つのかどうかも含めて、ここはニュートラルに書いてございますので、それを全部、論理的な可能性も考えて本日の別添1を作成しておりますので、これを元にご議論いただければと思います。

(藤原座長) 先ほど私が松村構成員のコメントに対して、基本法の傘があって、現行ですと4章以下に民間部門の規定があり、その並びに行個法、独個法、地方公共団体の全てが傘の下に一応入っているところ、基本法において第三者機関ができて、それとどういう関係になるのかがおそらく議論の筋ではないかと冒頭、申し上げました。しかし、今の審議官のご指摘のとおり、三つの検討課題は、こちらで決着をつけるものとされているので、検討するためには、その関係性を「ふわっと」、これはまさしく今後詰めるということで、イメージしていただいたことであろうと私は理解しております。よろしいでしょうか。

(大谷構成員) はい。

(藤原座長) それでは、中身についてのご意見、いかがでしょうか。

それでは、大谷構成員、佐藤構成員の順番でお願いします。

(大谷構成員) 未定稿として用意していただいたものの論点として、1枚目のページで、行政機関に対する専門的な知見の活用や、行政機関の保有する個人情報の特徴である義務性・権力性・秘匿性の高い情報への対応等、そういう特長的なものについて、これまで総務省において蓄積されてきたノウハウの活用は、おそらく民間部門でも同様に問題になっているはずではないかと思っています。

例えば、経済産業分野における特別な知見は経済産業大臣にずっとノウハウが蓄積されていており、ここでも話題にしている医療関係については厚生労働大臣に知見が集中している状況の下で、座長からも最初に論点として提言いただいたように、基本法の中でそういった主務大臣制をどう扱っていくのか。各主務大臣において蓄積した専門的な知見をいかす仕組みがどのように扱われているのかについて、全く無視することはおそらく考えられないと思います。その点について、第三者機関との関係でどのような解決策を示されているのかが、今のテーマについても有用な情報になるのではないかと思います。現状の主務大臣に蓄積されたノウハウや調整機能はどうやって引き継いでいくことになるのか、差し障りのない範囲で結構ですので、犬童参事官から情報提供いただけないでしょうか。

(犬童参事官) 現在、法制局の審査を受けている段階ではありますが、ご指摘のような、これまでの専門的な知見の蓄積が各府省にございますので、仮に第三者機関に権限を一元化するとしても、何らかの協力体制をとれるような制度づくりを、現在、検討しているところでございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いします。

(佐藤構成員) 実は私もほぼ同じことを聞こうと思っていたところです。そうしますと、基本法の議論のいろんな選択肢があると思うのですが、それを想像して考えていかなくはないかだと思います。ただ、制度を作るときには、ある意味、制度としての理想や美しさも重要ですけども、同時に、機能する、ワークすることが一番重要になるかと思っています。

その観点から、基本法の状況を考えずに好き勝手なことを言わせていただきますと、例えば、資料1-3別添2の未定稿の比較・検討の3行目、「各行政機関に関し、これまでに蓄積された高度に専門的な知見の活用」で、A1案、A2案ともに△になっているのですが、現実を考えると、かなり×に近いような気がいたします。そうやってしまうと、もうA案は考えられないと言うことにほぼ等しくなってしまうのですが、一方で、検討会に関わった立場から申し上げますと、A案は理想で、A案を目指すべきだと思うのですが、現実としてワークするかと言われると、限りなく×に近いことを考えると、なかなか難しいのではないかとというのが正直なところでございます。

好き勝手を言わせていただきますと、事務局の別添2をいただいた時には、現実から考えるとB案かC案なのかと考えさせていただいて、C案の、専門機関を置くことについては、なるほど、こういう手もあるのかというのが正直なところでした。ただ、第三者機関と専門機関の位置づけは、松村構成員からご指摘があったように、その関係がよく分からない。おそらく事務局の意図としては、第三者機関と専門機関は並列に存在する機関を意図されているのだと思うのですが、この位置づけの仕方によっては、C1案はB1案の一つの実装方法として位置づけることができますので、一つの考え方としては、B1案を考えつつ、その実現方法としてC1案を見るという程度が、技術屋としては

分かりやすいところなのかなと思っております。

加えて、C1案に関して、一つ懸念していることは、経済団体から、民間と行政であまり制度を変えてほしくないというお話がありました。複数の監督組織を置いてしまいますと、どうしても手続などが煩雑になることを考えると、並列にするのも一つの考え方ですけども、何らかの主従関係を置いた方が、そういう意味では二重化されにくい、別の手続が起きにくい、だいぶ統一できるのではないかと思っています。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。宍戸構成員、お願いいたします。

(宍戸構成員) この問題については、まだ私自身の考えも決着がつかない論点がありにも多く含まれています。

まず松村構成員からいただいたペーパーについて、少しだけ申し上げたいと思います。

一つは、「3.」、「個人識別情報以上に利用・提供と保護規制の調和が重要であり、政府としての政策の立案推進が必要となる」について、これはもっともだと思っています。問題は、これが第三者機関論とどう関わるかでございます。仮に第三者機関を置くとした場合に、一つのやり方は、利用・提供と保護規制のバランスそれ自体を第三者機関がとるという考え方でございます。先ほど座長が、砦なのか、バランスをとる機関なのかとおっしゃった点に関わっております。大綱の13ページをご覧くださいと思います。

大綱においては、産業界等のご意向なども踏まえて、IVの1の(1)の最後の段落ですが、「委員を増員し、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選が実現できる要件を定める」や、(1)の最初の段落で、「パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する」とあり、そういう機関としてそもそも第三者機関は、基本法上、構築されていくはずでございます。そうだとすると、第三者機関が行政機関の個人情報の利活用のバランスについて、一定の判断を行うことは、おそらく資質としては可能なものとして作られると思います。

ただし、松村構成員がこれまでご指摘のように、実際にやる、やらないは、民間であれば民間事業者が手を挙げてくるわけです。同じように、行政機関の個人情報について利活用を推進しようと思ったら、行政機関、各府省大臣から手を挙げてもらわないと困りますので、そうすると、結局、各府省大臣が手を挙げるかどうかは、政府全体の方針がなければ動かないことは当然でございます。

そうなりますと、例えば仮に第三者機関を置く場合には、あるいは第三者機関が行政機関のパーソナルデータについてチェックする場合には、本当に十分な技術的な条件を満たしているのか等についてチェックする。あるいは、行政機関が出してきた案だとかえって民間における利活用に役立たないのではないか等のバランスを個別にとる。大きな方針は政府全体ないし各府省大臣がとるのが、第三者機関が行政機関パーソナルデータの利活用に関わる場合の整理になるだろうと思います。しかし、第三者機関が関与するのは二重チェックであると考えるのであれば、D案でもいいということになるのではないかと。第3の

論点についてはそういう整理ではないかと思えます。

もう1点だけ、今の総論的な段階で申し上げますと、松村構成員から出していただいたペーパーの「5.」です。「第三者機関の役割については、主務大臣との関係を考慮することとされている」については、大綱の14ページに、出てきているところでございます。これは、個人特定性低減データに限らず、およそ一般に個人情報の取扱いについて主務大臣との関係は考慮しなければいけない。より広い問題設定だろうと思っております。脚注の12が付されているところで、「各府省大臣との連携について、役割・権限を明確化し、特別な措置を講じる」必要があることも含めて検討していただきたいというのは、検討会において主に私が述べた意見をこういう形で書いていただいていると私自身は認識しています。この観点は、行政機関個人情報保護における第三者機関を作るか、作らないか。作るとして、そこにA案のようにすべての権限を集中させる形にするのか、B案のように総務大臣に関わる形にするのか、あるいはC案のようにまた別個の第三者機関を作るのかを考える上で、常に考えなければいけない論点だろうと思えます。

ただ、資料1-3別添2の未定稿の比較・検討で出していただいた大きなA3の紙で言いますと、1ページ目の上から3段目、「各行政機関に関し、これまで蓄積された高度に専門的な知見の活用」という点について、佐藤構成員がご指摘になったように、A案については、×だろうと、私も思います。他方、おそらく低減データについては、総務省にしても、各府省大臣にしても、知見を全くお持ちではない、今、持っている人はいないので、これについては第三者機関が一番知見を持つということになります。ゼロからスタートするわけですから、おそらくそうなるのではないかと思えます。あるいは、番号法に関連する範囲では、第三者機関が一番知見を持つということに、当然なるわけです。

それから、もう1点考えるべきは、本来、今回の制度改正大綱等で議論してきたのは、大綱の13ページの1(1)をご覧くださいますと、「専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保」とあります。これはもちろん民間について言われていることですけれども、この範囲に限って言えば、やはりこれは行政機関についても妥当するはずですが、もちろん民間と行政機関において、個人情報の性質の違いが当然あります。ですが、違いがあると同時にプライバシーに関連する技術の多様化や、国際的なプライバシーに関する情報の収集、発信といった論点について、また、分野横断的な取り組みが求められることについては、第三者機関に一日の長があることは確かでございます。およそ高度に複雑なプライバシーの問題について言えば、官民であまり違いがないということもできます。

そういたしますと、資料1-3別添2未定稿の比較・検討資料の3列目、「各行政機関に関し」という点で言えば、A1案が×であるけれども、もう1つここに、「プライバシーに関して専門的な知見とか横断的な知見」という列を作るとすれば、それはA1案あるいはA案が○になって、D案が△になる。したがって、この段階でA案が駄目だと決めるのではなく、最終的にどちらをとるかは政策判断、あるいは、いろんなことを考慮した上で、

A案はやはり駄目だとなるか、ならないかは、もう少し議論を続けるべきである。この表には、もう1つ、大綱全体の精神との関係では別の軸があり得るのではないかということでございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

今のご意見に関連して、質問です。大綱で考えている第三者機関について、A案で考えている一元化といったときには、一般法としての基本法のみならず、個別法も入るのですか。

(宍戸構成員) おそらく大綱ないしは検討会での議論の段階で一元化と言ってきたのは、基本法のうち民間の部分をひとまず念頭に置いてきたのだらうと思います。ただ、検討会の議論の中では、私も申し上げましたし、行政機関の問題も考えた方がいいのではないかという意見も出たということでございます。

(藤原座長) 民間部門における個別法という意味ではいかがでしょうか。

(宍戸構成員) 民間部門における個別法については、直接の議論はなかったと思います。あったのかもしれませんが。

(藤原座長) どうもその辺りがはっきりしない。要するに、個人情報取扱義務の事業者だけを念頭に置いた議論ですよね。しかし、個人情報保護法制全体を考えるときには、民間でも個別法的部分がいくつかあるわけです。

(宍戸構成員) その点で1点だけ申し上げますと、個人情報保護法それ自体ではないもので、電気通信事業法上の通信の秘密について、それも一元化してくれというご意見がヒアリングにおいて出たことはあるけれども、それは個人情報保護法と電気通信事業法は別の規律の問題だらうということで、基本的には個人情報保護法の体系の中の問題だけ一元化することを考えていたと思います。

(藤原座長) そういう前提ですね。ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょう。

(下井構成員) 質問が2点あります。1点目は、差し障りのない範囲で、犬童参事官にお伺いします。先ほどの事務局の説明の中で、立入調査についてのご説明があったと思います。資料1-3の3ページ「事業者に対する報告及び立入検査」とありますが、この立入検査権限を新たに設ける方向かと思いますが、これは強制的なものになるのか。つまり、任意調査なのか、強制調査なのか。強制調査の場合も、行政法の教科書では、間接強制か、もっと強い強制かという分類がされるところですが、おそらく間接強制なのかなと思いますが、差し当たり、強制的なものにする予定なのかどうか。それは当然の前提なのかもしれませんが、その辺りを一つ教えていただきたい。

(犬童参事官) 立入検査の権限を第三者機関に置けるように制度設計を進めておりますけれども、間接強制で検討しております。

(下井構成員) ありがとうございました。もう1点が、松村構成員にお伺いしたい質問です。「7.」で、B案を中心に検討し、B案の中で第三者機関との連携を図る仕組みとい

うことで、B 3 案という整理のされ方をされていると思います。これは、事務局案の B 1 案でも、第三者機関から総務大臣に下りてきている矢印の内容次第では、松村構成員の B 3 案と言われるところと実質的には同じになるのではないかと。つまり、結局、B 1 案の中で、この矢印の内容をどう考えるかに尽きるのかなと理解したのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(松村構成員) 私が B 3 案とあえて申し上げたのは、第三者機関と総務大臣が並んで横に置かれていて、第三者機関と総務大臣が連携をしているイメージです。例えば、先ほどから議論されている、基本法の傘の部分に当たることとか、あるいは民間と公的部門の、当然に統一されるべき事項についての調整権限が必要になることも踏まえ、基本的には横にあることをイメージして B 3 案と申し上げたわけです。ただ、対外的な、国際的なことを考慮すれば、総務大臣が行うにしても、特に問題があれば第三者機関が独自にその問題点について取り上げて、何らかの監督権限を行使する可能性がある仕組みも考えられるのかもしれない。そういう意味では、横にあるような、あるいは下にあるようなイメージを考えております。

これは以前お話ししたことがあるかもしれませんが、当時のカナダの例で、プライバシーコミッショナーと内閣予算局がある程度機能分担をしており、ただ、プライバシーコミッショナーは何か問題があると思えば職権的に問題点を取り上げていく。私がカナダにいた時には、番号制度に取り組んでおりましたけれども、そういう機能も最終的な担保として自ら設ける権限も留保している。そういうイメージではいかがかと考えて、第 3 案として申し上げたわけです。

(藤原座長) ありがとうございます。今の議論に関連して、別添 2 の※のところ、「例えば」と書いてあるところです。法施行状況に関する総務大臣からの報告聴取、総務大臣が策定する指針等に対する意見具申、法の運用が不十分な際にその強化を求める勧告等に関与、とあります。こういう関与もあり得るし、松村構成員のおっしゃったようなのもあるということで、確かに矢印の中身であるという、おそらく下井構成員のご意見はそういった趣旨ですよ。

(下井構成員) そうです。おそらく松村構成員のイメージとしては、第三者機関と総務大臣が上に二つ並列になって、そこに横の矢印が連携協力という意味なのかなと思ったのですが、それは結局、B 1 案の第三者機関から下に総務大臣に下りてきている矢印の内容次第という意味かなと思、そういう趣旨でお聞きしました。

(松村構成員) たぶん下井構成員がおっしゃったことと同じだと思います。連携の中身だろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、いざとなれば第三者機関が独自の観点で動けるというのも一つの検討のテーマかなとは思っています。ただ、重疊的な責任・権限関係を避けるとも書かれていますので、それとの関係もまた考慮する必要もあるかもしれません。

(下井構成員) C 案ですけれども、資料 1 - 3 別添 2 未定稿の比較・検討資料の 1 ペー

ジ目、「各行政機関に関し、これまでに蓄積された高度に専門的な知見の活用」は、本当にそう言えるのか。これは先ほどから少し指摘されている点と重なるかと思えます。8条機関としての専門機関を新たに設けるのではなくて、既存機関の改組によった場合には、これまでの蓄積の活用が期待されるということで、○になっておりますけれども、果たして本当にこれがそう言えるのか。

つまり、ここで念頭に置かれている既存機関というのは、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会ですが、ご存じのとおり、この審査会は開示請求、訂正請求等の不服申立てを審査している事後的審査機関でありまして、目的外利用・提供といった現行の行政機関個人情報保護法の8条2項以下については、その仕事をしているから言うわけではありませんが、ほとんど条文を見る機会もございません。座長がこの審査会の先輩ですので、私がここで言うのもおこがましいのですけれども、果たして既存機関の改組によった場合には、これまでの蓄積の活用も期待されると言えるのかどうか。そこの評価次第では、ここが○と言えるかどうかは少々疑問かという気もいたします。ただ、この点は、結局、先ほど宍戸構成員がおっしゃったことと重なるかと思えますが、ほかにも似たような話であるならば、相対的な評価になるのかもしれない。

そう考えますと、仮に既存の機関の改組として、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会を使うことになった場合、これは相当の改組となります。単なる改組ではなく、大きく組織を拡大することになるだろうことはまず間違いないと思われまます。要するに、この審査会の人的コストを相当増やさなければ、たぶん対応はできないだろうということだけは、一応、ご指摘させていただきたいと思えます。以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。宍戸構成員、どうぞ。

(宍戸構成員) 今、下井構成員がご質問された、松村構成員の、いわゆるB3案についてですが、実は、似たようなことを検討会でご報告したことがあります。それは大綱の、「高度に専門的な知見の活用等が特に期待される分野を中心に各府省大臣との連携について、役割・権限を明確化し、特別な措置を講じる」必要があるのではないかということとの関連で申し上げたこととございます。要するに、第三者機関にすべての権限を集中させて、従来の主務大臣に一切権限を残さないものを最もハードな一元化だといいたしますと、それですと、第三者機関の体制上、回らないことがあり得るのではないかとということで、パーポイントで三つぐらい絵を描いて提示してみたことがございます。

具体的には、第三者機関に事業者に対する権限を集中させ、第三者機関が勧告・命令を行うけれども、いろんな事情は、かつての主務大臣が事業所管大臣として事情をよく知っているので、主務大臣が第三者機関に権限の発動要請をし、第三者機関が事業者に対して勧告・命令を行うというのが一つ、第三者機関を中心に考えるものが一つ目のやり方とございます。

もう一つのやり方が、松村構成員のおっしゃったものと同じやり方です。つまり、主務大臣と第三者機関はそれぞれ事業者に対して基本法上の権限を持っている。ただし、お互

いが権限を行使するときには、個人情報保護法施行令13条にある通知をちゃんとするというやり方にしておく。このことの趣旨は、主務大臣が事業者に権限を行使しない場合に、第三者機関が自ら権限を行使できる余地を残しておくこととなります。しかし、こうしますと、二重行政や、二重監督の危険があるので、民間の事業者の方から、そういう重畳行政はやめてくれというご指摘もあったところです。

そこで、その間のハイブリッド案として、考えてみましたのは、第三者機関が民間事業者に対して勧告・命令の権限も持っている。それから、主務大臣も事業者に対して勧告・命令の権限を一応は持っている。ただし、ベースは一元化であるとすれば、第三者機関が権限を発動する。ただ、第三者機関が忙しくて動けないとか、よく分からないという場合には、主務大臣が急いで勧告・命令の権限を事業者に発動する。主務大臣が事業者に対して勧告・命令の権限を発動する場合には、第三者機関との間で意見聴取や協議をしっかりとするというやり方を提示したことがございます。

これはご説明しているだけだと分かりにくいので、後で図をお配りするなりしたいと思いますけれども、その似たような考え方が、行政機関の局面について、3条機関や8条機関を仮に作ったときに、第三者機関が行政機関の個人情報の扱いに対してしかるべき対応をしていない場合に、総務大臣の権限を残す場合に考えられるのではないかと考えております。

例えば、松村構成員がおっしゃったB3案で、行政機関あるいは独立行政法人において、個人情報の取扱いに問題があった場合に、総務大臣も第三者機関もいずれもしかるべき権限を発動し得る。ただし、行政機関の場合は二重になってもいいのかもしれませんが、権限発動が二重にならないように、お互いに通知し合うという方式が一つ。行政機関に対して第三者機関が権限を基本的には行使する、あるいは総務大臣が基本的に権限を行使する。ただし、総務大臣が権限を行使する場合には、第三者機関とちゃんと意見聴取や協議をするのが一つ。第三者機関が行政機関に権限を行使するものと建て付けた場合であっても、しかるべく総務大臣と意見聴取や協議を行う方式が一つ。複雑になるかもしれませんが、第三者機関が持っているプライバシー一般についての知見と、総務大臣がこれまで持ってきた、高度に行政分野について持っている知見の活用を両立させる、両方うまく回すために、いろいろな関連づけのやり方が考えられる選択肢ではないかと思っております。

(藤原座長) ありがとうございます。佐藤構成員どうぞ。

(佐藤構成員) おそらくそこところは、どう設計するかによってだいぶ違ってくるのだと思います。第三者機関は、確かに宍戸構成員のおっしゃるとおりで、プライバシーに係ることに関しては知見があるのですけれども、何らかの行政指導を、事業にかなり基づいた形で行政指導しなければいけないことを考えると、その省庁・主務大臣にかなり権限を残しおかななくてははいけない。おそらくそれはそうなるしかないという気もしています。

そのときに、位置づけで問題なのは、第三者機関と各省庁の関係が本当に対等と言っていいのか。例えば、第三者機関から各省庁に何らかの依頼をする、行政指導をやるよう頼

むような形になる。そのこのところをだいたい細かく整理しておかないといけない。なので、何を言いたいのかというと、僕みたいな素人には、それを何か表にしてもらわないとよく分からないということです。

(下井構成員) 今の御指摘は民の話ですか。

(佐藤構成員) そうです。

(宍戸構成員) もう一つ、話がさらに外側に広がりますが、独立行政法人に対しては、例えば第三者機関でもいいし、総務大臣でも、両方権限があってもいいのですが、各大臣に対して、ちゃんと独立行政法人を監督しろと言う場合があるわけです。松村構成員のB3案は、各府省大臣あるいは各行政機関の個人情報の取扱いについての部分なので、ここは少しずれる。だから、両方についてそれぞれ整理して考えてみた方がいいのかもしれないと思います。

(藤原座長) ほかにいかがでしょうか。

今の宍戸構成員のお話ですけれども、この図をご覧くださいと、大綱を前提としたときに、新たに認定団体が組み込まれています。これは、いわゆる従来の個人情報保護法、親法である基本法の運用における認定団体と違うもののはずです。そういう位置づけ、そういう機能として、おそらくこの認定団体は置いてあるのだらうと思います。認定団体という言葉は使っているけれども、いわゆる認定個人情報保護団体とは全く異なるものでなければならないはず。要するに、自主規制の話で、民における自主規制を中心に回そうというところがあって、しかしながら、各府省の主務大臣制、分担管理に基づいた各省庁による指導行政があって、おそらくこの組み合わせのバランスの問題だと思っています。

というのは、いくらきれいに権限を書き分けても、ほとんどの場合、伝家の宝刀であったり、抜かざる宝刀であったりする。それでは、救済の実効性という観点、あるいは現場でやる担当官のやりやすさから言えば、なかなかいかがなものかと思うことが各行政分野においてはよくあることです。だから、本日の問題を考えるときにも、もちろん現状追認は良くないのですけれども、プラスアルファ、うまく動くギリギリはどこだろうという観点も必要かと思っています。この認定団体というものの自主規制の仕組みを、どういうふうによく基本法に仕組んでくださるのか、非常に注目しているのですけれども、それに相当するのが官においてはどのような仕組みが一番いいのだらうかという話であらうかと思っています。

もう一つ、松村構成員のお話と、下井構成員のお話の専門機関ですけれども、まず相当な拡充になるだらうというのは下井構成員のおっしゃるとおりだと思います。なぜならば、今、専門機関として念頭にある審査会は、不服申立てに対する諮問があったときに、それに対する争訟を実質的に裁断する機関です。そういう機関と、この制度を運用するのは違う、違うのだけれども、プラスアルファとして、低減性データの問題はすべて新しいのだからというのが、先ほどの宍戸構成員のお話だと思うのです。

ただ、イメージとして、C1案のように並列になるとすると、国際的に見ると、第三者

機関がプライバシーコミッショナーで、専門機関はインフォメーションコミッショナー＋パブリックな部分におけるプライバシーコミッショナーの位置づけです。もしC1案の専門機関を総務大臣の下あたり、B1案のように斜め下あたりに持ってくると、第三者機関がインフォメーションプライバシーコミッショナーで、総務大臣のところに公的部門の両方のコミッショナーがあるという感じになります。その関係の整理とともに、さっきの国際的整合性で言うのならばどちらがいいかなということも考えてみると、制度の組み立てに資するかと思います。ただし、これは、先ほど冒頭で私が申し上げた、どの程度のEUとの距離感を取るかという問題にずいぶん左右されると思います。

佐藤構成員どうぞ。

(佐藤構成員) おそらく行政機関という点ではそうですけれども、独立行政法人で言いますと、限りなく民間に近いところがあるので、そこにグラデーションがあって、民間に近いところに関して言うと、民間の制度ともかなり親和性を持たせておかないとずれてしまう。そのグラデーションが取りやすい、自由度が取りやすい形に持っていくのも重要かと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。下井構成員、どうぞ。

(下井構成員) 今回の座長の考えとはほぼ同じことを考えておりまして、要するに、B1案の総務大臣の横に専門機関が横矢印で付くということだと思っておりますけれども、私もそれがいいのではないかなと思っていました。その一つの理由として、先ほど座長が最初の方でおっしゃられたこと、基本法が傘にあって、あくまでもその下に行個法があるということ。基本法で第三者機関を設置するのであれば、やはりその傘の下にある行個法にもその第三者機関の権限が何らかの形で及ぶべきだろうと思います。一番上には、第三者機関が、統一的、全体的に、横に何もない形で、別添2のポンチ絵のイメージでいくと、A1案やB1案のように、一番上に第三者機関が横断的にあって、その下が変わっていくという建て付けが、先ほどの佐藤構成員の言葉を借りれば、美しいのではないかと思います。

ただ、だけれども、いろんな特殊性を考えて、行政については専門機関が何らかの形で関与するとするためには、第三者機関から総務大臣に下りる矢印の内容、そして専門機関から総務大臣に掛かる矢印の内容次第だと思います。職権で勧告をするのか、それとも諮問を受けて初めて答申を出すのかとか、その辺の手続も含めて、どう調整するかということではないかと思います。

しかし、そう思ったのですが、今日の研究会で、先ほど座長が、民間の方は、一元性といったときに個別法をどう考えるのかとおっしゃって、それはなるほどと思いました。結局、基本法で個別法については例外を認めるというのであれば、基本法で設置した第三者機関はその傘の下にある行個法についても及ぶべきだという先ほどの理論が当然という前提は崩れてしまうのですよね。そうしますと、基本法で個別法をどう位置づけるかは、この研究会で考えることではないのですけれども、非常に大事な意味を持つてくるのかなと。それこそこの研究会の権限ではないので、勝手なことを申し上げますが、そういう感想

です。

(藤原座長) ありがとうございます。大谷構成員どうぞ。

(大谷構成員) 今までかなり細かい議論に入ってきて、だんだん付いていけなくなってきたので、自分の考えがあるうちに言わせていただこうと思っはいます。

一つは、ワークすることがすごく重要だと思っはいます、それだとすると、当初、D案だと思っはいました。それで、第三者機関との連携をどのように取るのかといった仕組みをどう考えるかについて細かく詰めをしていく必要があるだろう。その中で、大綱では、低減データの加工方法について第三者機関が認定を行うといったことが書かれて、認定という言葉の意味が元々よく分からないところがあったのですが、行政機関との関係では、おそらく認定ではない。ただ、そこに低減データの加工方法等についての知見が相当集約されていることを考えると、その認定をもらうに近いような連携を取る具体的なフレームワークを考えるのが一つの方法だと思っはいました。

ただ、事務局で整理していただいた資料1-3別添2の未定稿の比較・検討の中で、一番キラリと光っていると思っはいたのが、「国民からの分かりやすさ」です。「国民からの分かりやすさ」は、いくつかある論点の中でも一番重要かと思っはいますし、それが整わないと厳しい。となると、やっぱりA案がとても光って見えるということになります。

その観点で言うと、現在、なかなかワークしづらい部分はあると思っはいますけれども、将来的な日本の国家像を考えていくと、将来的にプライバシーに関する知見を集約し、国民の意識も、プライバシーの意識がこれからどんどん変わっていくと思っはいますし、どんどん新しい技術、新しいサービス等が出てくる中で、それを育て上げていく。そういう第三者機関を育てていく観点からすると、今はもしかしたらワークしないかもしれない、というよりは、ワークさせるためにどうやって第三者機関を支える仕組みにするのか。最初は全て、旧来の主務大臣への丸投げでよいだろうと思っはっています。かつての総務大臣の所管事項については、総務大臣丸投げの仕組みで、例えば委任をする仕組みです。それには一定の合理性があつて、総務大臣はほかにも行政組織に関わる法令等も所管して、情報公開の法体系も所掌していますので、完全に丸投げしていただく。ただ、その中で上がってきた情報は必ず第三者機関にフィードバックする仕組みです。

少々B案とC案は細かすぎて、付いていけなくなっているのので、A案かD案か、一番当事者数が少なく見える仕組みに心惹かれていまして、そのどちらかで揺れ動いている。ただ、現在、ワークしないものがワークする仕組みに変えていく、作っていくことは、この優秀な霞が関官僚機構の中では絶対可能だと思っはいます、A案に軸足を置いても、D案に軸足を置いても可能かと思っはいます。ただ、将来的に育てるという感覚からすると、今、A案に傾いているということでございます。

(藤原座長) ありがとうございます。確認ですけれども、A案かD案、最初か最後かとおっしゃったのですね。

(大谷構成員) そうです。当事者が少ないA案かD案と申し上げました。

(藤原座長) 先ほど宍戸構成員がおっしゃった、A案の中で一元化をどのぐらいハードにするかですけれども、B案もC案もハードにしなければA案だという気もいたします。先ほどおっしゃったのはそういう意味だと思いますので、念のために申し上げました。

下井構成員どうぞ。

(下井構成員) 将来、A案になる可能性を残すという意味では、B案がいいかなと思います。C案ですと、将来的にA案になれないかと思います。

もう1点。これまで、この研究会でも何度か問題になってきた地方公共団体についてです。この研究会で、地方はこうやれということは当然言えないわけですが、しかし、ここで考えたモデルが地方のモデルになることは、事実上、確かなわけで、そうすると、地方自治体がまねしやすいのはどれかという視点も必要かと思います。親法、基本法で、第三者機関は地方にも当然及ぶ仕組みになるのかどうかという点も考えておかないといけないのかなと思います。

(藤原座長) 松村構成員、どうぞ。

(松村構成員) 私はB3案と申し上げたところ、B1案と同じではないか、あるいはその変形ではないかという議論が先程からあり、そこはそんなに変わらないと思います。ただ1点、第三者機関と総務大臣の権限あるいは役割が全く一緒ということではなくて、あくまでも一つ指摘しておきたいのは、やはり総務大臣の引っ張っていくような部分があります。

卑近な例で、分かりやすく例で申し上げますと、情報公開法の話で、各省庁の公務員の氏名の公表をしているかどうか、各府省バラバラだったときがありました。これについては、各府省、大臣が決める話ではないかといっても、いくら何でもおかしいではないかということで、審査会の答申でも付言をいたしましたし、それを受けて、総務省行政管理局で、従来、公表していなかったところも含めて、公表慣行があるという取扱いにしようではないかと取りまとめていただいたわけです。

だから、そういう法解釈のみならず、今回の低減データについての政策を推進するような部分も関わってくる。それに関しては、低減性データの制度を利用するのであれば、こういう低減化、あるいはこういう利用という、抑える、規制する方向として、第三者委員会は、十分責任をもって、最終的な担保としてあってもいいと思うのですけれども、そういう引っ張っていくような部分といいますか、各府省バラバラのものをある程度統一的にやっていきたいと思いますという部分は、何らかの意味で残しておく必要がある。それは一つだけ指摘しておきたいと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。宍戸構成員、どうぞ。

(宍戸構成員) 時間もありませんので、今まで出てきてない論点について、3点だけ申し上げます。

1点目は、国際的整合性について、事務局から出していただいた資料についてでございます。資料1-3別添2の未定稿の比較・検討、それから資料1-3の「検討の視点」辺

りになります。資料1-3の2ページの一番下で、EUの枠組みについて、バインディング・コーポレート・ルールズがあるからいいのではないかというのは、まさにそのとおりなのですが、一応、検討会での議論では、やはり充分性の認定が取れるか、取れないかという議論をしていたので、これをあんまり出すと、仮に将来、検討会がこの点を議論することがあった場合、そのメンバーに怒られて、佐藤構成員と私が出席できなくなりますので、これはちょっと問題かという気がいたします。真面目な話として申し上げると、単一の一元的な、官民が一体ではない機関でもいいというのは、国際的整合性の中で言うと、80点ぐらいを狙ってくるのかなと思います。一元化すると、おそらくその点では100点になるなど、そこは同じ○でも、◎と○の違いは、未定稿のA案からD案までであるのではないかと、そこはやはり濃淡があるのではないかという気がしております。その点も含めて議論、検討する必要があるのではないかと。この点が1点目でございます。

2点目は、行政機関個人情報保護について第三者機関を作るかどうか、あるいは第三者機関に権限を委ねるかどうかという点で、立法事実がないのではないかという点についてです。資料1-3の3ページで、総務大臣の行個法上の権限、あるいは設置法に基づく勧告権について、例として年金記録問題についてご説明いただきましたけれども、総務大臣の今までの権限で今後起きる問題に十分なのか、そうでないのかという議論をする上で、具体的にどういう権限発動がこれまでなされてきたかの点について少し整理していただいた方が、どちらの結論を出すにせよ、説得的な議論になるのではないかと思います。

併せて言えば、ヒアリングにおいて、日弁連の方から、ムスリム国賠訴訟や情報保全隊の訴訟について議論があったと思います。それが今回の行政機関個人情報保護法の問題なのかどうか、それが改正を支える立法事実なのかどうか。第三者機関ができたからといって、あのような警察、防衛に関するような問題について、第三者機関の権限が及ぶ、そんなスーパー機関を作るべきかどうかに関わりますので、直ちにそれが裏付ける立法事実だとは言えないかもしれないですけども、そういう指摘があったことを踏まえて、直ちに立法事実はないとこの場で断言しない方が安全ではないか。もう少し精査した方がいいのではないかと思います。

それから、3点目、資料1-3別添2の未定稿の比較・検討の図でございますけれども、1ページの一番下、「義務性・権力性・秘匿性の高い個人情報の取扱い」について、議院内閣制の仕組みの記載がございます。内閣が国会に責任を負う。その内閣がしっかりとした行政事務の遂行を行う。そして、その行政事務の遂行について国会に対して責任を負うというロジックがここで紹介されているわけです。しかし、その問題と義務性・権力性・秘匿性の高い個人情報であることとは必ずしも関係しないのではないかという気がいたします。むしろ、義務性・権力性・秘匿性の高い個人情報なのであれば、番号法と同じように、通常の行政機関の中ではなくて、独立の機関、準司法的な機関、政治的中立性のある機関によって、より厳重に守るべきだという議論も出てき得るところであろうかと思います。むしろ、このロジックは、どちらかといえば、行政事務の遂行あるいは統一的な行政を行

う。行政機関における個人情報の取扱いも、最終的には行政事務の遂行ということで行っていく。その内閣の行政責任との関係で今のような問題が起きることであって、情報が重要だから、大切だからと言えは言うほど、それはむしろ政治的中立的な機関に任せた方がいいという議論も当然出てくるのではないかと思います。もう少しここは議論を整理した方がいいだろうということです。以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。1点目のBCRについては、おそらく、コストの問題だと思います。ヨーロッパは弁護士費用が高いですから、大綱で議論されたかどうかは知りませんが、実質上はコストがすごくかかるという問題があります。それと、アメリカのようにセーフハーバーで抜くことはなかなか難しいだろうということもありますので、ご指摘は当たっているかなと思います。

本日はもう時間が尽きましたので、いろいろご議論いただきましたけれども、しかしながら、A案といっても、実はすごくハードな一元化というご意見はなかったようですし、また、B案、C案といっても、官民のそれぞれの特徴を踏まえたご議論をいただいております。A、B、C、Dと書いてしまいましたけれども、例えばB案あたりを中心に中身がどうなるのか、あるいはC案との折衷とか、もう少し具体化することで、大方のイメージしているところが合うような案を作れるかと思います。そういう案を、事務局とも相談しながらやってみたいと思いますので、それを次回、お示しして、ご議論いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

(藤原座長) ありがとうございます。前回、国際的動向についてご議論いただき、今回、監督機関の権限・体制についてご議論いただき、これで一通りは議論をしたということでございます。研究会は、時間的制約もあって、かなり構成員の方々にご無理をお願いしているわけですが、次回研究会に向けましては、今申し上げた時間的制約がございますので、案をまとめることと併せて、試案のたたき台のようなものを作って、ご議論いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、次回会合では、たたき台を作って、それについて議論をしていただきたいと思います。

最後に、次回の研究会の予定について、事務局からお願いいたします。

(事務局) 次回、12月9日10時からを予定しております。よろしく願いいたします。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、これをもちまして、「第9回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を閉じさせていただきます。本日はありがとうございます。

以上